

品川区児童相談所一時保護委託実施要綱

制定 令和6年9月30日区長決定

要綱第366号

改正 令和7年3月19日区長決定

要綱第54号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護を適当な者へ委託すること（以下「一時保護委託」という。）について必要な事項を定め、児童に対する適切な保護を実施し、児童およびその家庭の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里親 法第6条の4に規定する里親をいう。
- (2) ファミリーホーム 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。
- (3) 児童自立生活援助事業所 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を行う住居をいう。
- (4) 児童福祉施設 法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(一時保護委託の要件)

第3条 品川区児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）は、児童の安全を確保し、適切な保護を実施し、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があると認める場合に、一時保護委託を行う。

(一時保護委託の原則)

第4条 児童相談所長は、一時保護委託を行う場合、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等の家庭的な環境の下で児童の保護が実施されるよう努めなくてはならない。

(一時保護委託の決定および解除)

第5条 児童相談所長は、一時保護委託を決定する場合は、受託者へ児童一時保護委託書（第1号様式）を交付するとともに、受託者から児童一時保護受託書（第2号様式）の提出を受けるものとする。

2 児童相談所長は、一時保護委託を解除する場合は、受託者へ児童一時保護委

託解除通知書（第3号様式）を交付するものとする。

（受託者の養育状況等の管理）

第6条 児童相談所長は、一時保護委託を実施した場合、受託者による養育状況、保護児童の生活状況、行動特性等の品川区児童相談所が相談援助活動を実施する上で必要な事項を適切に管理しなければならない。

（一時保護委託先）

第7条 主な一時保護委託先は、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所、児童福祉施設、医療機および一時保護委託について深い知識と経験を有する私人とする。ただし、当該私人に委託する場合は、一時保護受託者調査票（第4号様式）を用いて委託の妥当性について調査をし、これに基づき児童相談所長が委託の可否を決定する。

（委託の期間）

第8条 児童相談所長は、特段の事情がない限り、一時保護に係る期間を必要最小限度に留めるよう計画的な保護に努め、法第27条による措置等、適切な援助を講じるよう努めなければならない。

（費用の支弁）

第9条 児童相談所長は、一時保護委託に要した費用について、別に定めるところにより支弁しなければならない。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月19日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

児 童 一 時 保 護 委 託 書

第 年 月 号 日

様

品川区児童相談所
所長

印

児童福祉法第33条の規定により、次の児童を貴殿に委託します。

委託児童	氏名	保護者との続柄	性別	生年月日	摘要
保護者	氏名				
	居住地				
委託期間		から		まで	
委託費用		1日あたりの単価		円	
委託の理由					
その他	委託児童に係る事故に関し受託者が損害賠償責任を負う場合には、品川区が代わってその責に任ずるものとする。ただし、受託者の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。				

児 童 一 時 保 護 受 託 書

年 月 日

品川区児童相談所長 宛て

受託者氏名

登載番号

※登載番号は里親のみ

下記のとおり児童を受託し、特に受託児童につき遵守すべき事項を堅く守ります。

1 受託児童

氏 名	生
児童一時保護委託書	年 月 日 第 号

2 受託予定期間

から

まで

3 受託児童につき遵守すべき事項

- (1) 児童福祉法の趣旨に基づき児童相談所長の指定した児童福祉司の指導に従って児童を保護します。
- (2) 児童が疾病にかかり、傷病を受け、または家出したときなどは、直ちに児童相談所長に報告します。
- (3) 児童保護に困難を感じるとき、または受託の解除を希望するときなどは、事前に児童相談所長に指導を受けます。
- (4) 児童相談所長が必要と認めたときは、児童相談所長の指定した係員の調査に異議なく応じ、また児童の委託を解除されても異議は申しません。
- (5) 児童相談所長から照会があった場合には直ちに回答します。

児 童 一 時 保 護 委 託 解 除 通 知 書

第 年 月 日

様

品川区児童相談所

所長

印

次の児童について 年 月 日付けで決定した児童福祉法第33条の規定による一時保護委託を下記のとおり解除しましたので通知します。

記

委託 児童	氏名	保護者との続柄	性別	生年月日	摘要
保護者	氏名				続柄
	住所				
委託解除日					
解除の理由					

一時保護受託者調査票

児童相談所名

ふりがな 受託者氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
住 所		連絡先	
一時保護受託の動機、養育についての考え方、家庭環境等			
担当児童福祉司の評価			
年 月 日調査 氏 名			